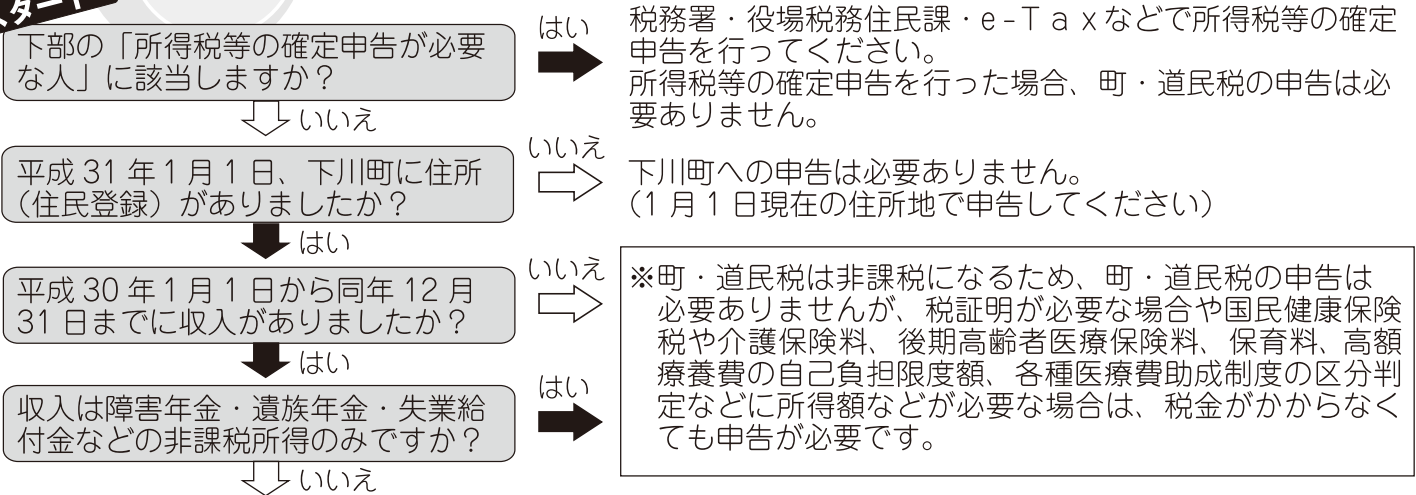
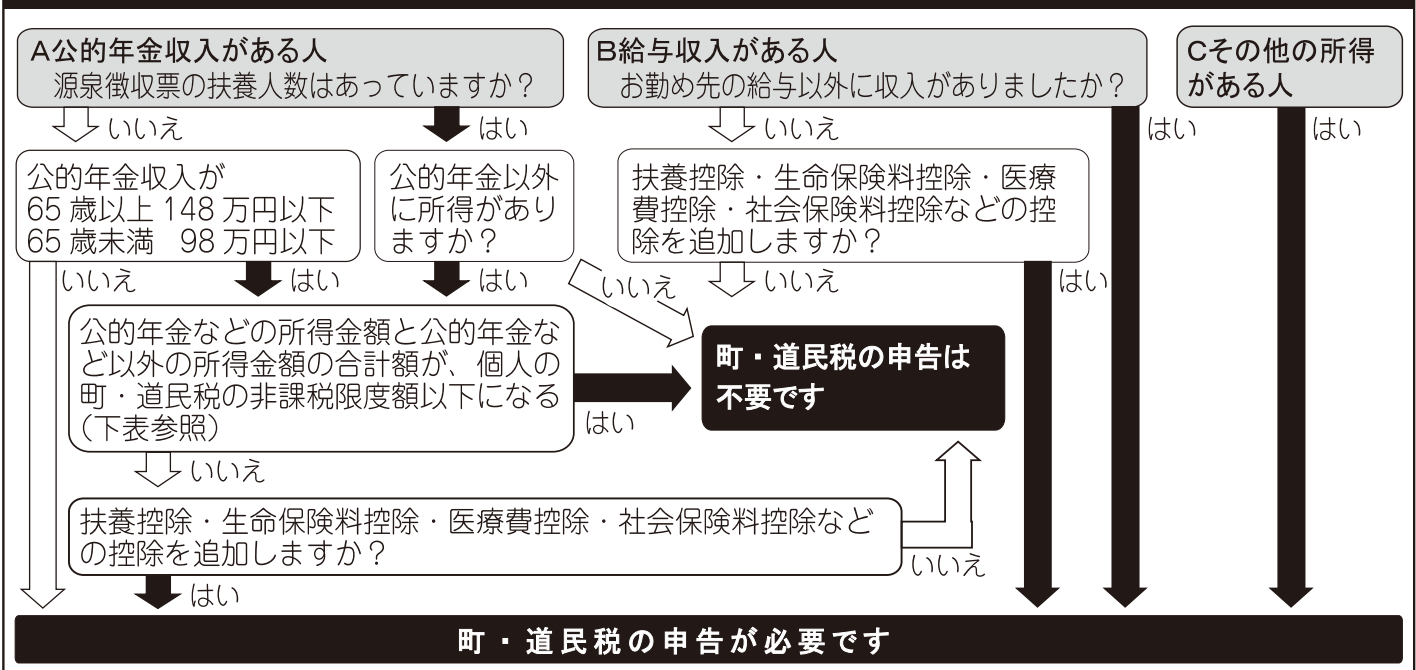


個人の町・道民税の申告フローチャート

スタート!



どのような収入状況がありましたか？ 次のA～Cからお選びください。



☆ 所得税等の確定申告が必要な人

- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある人、年金収入金額が400万円を超える人や事業所得、不動産所得などがあり、所得税等の納税額がある人 { 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告不要（ただし、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給者は申告必要）ですが、町・道民税の申告が必要な場合があります }
- ② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える人
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする人
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に損失を繰り越したい人 …… など

個人の町・道民税の非課税限度額

本人と扶養親族等の合計人数	65歳以上の人（昭和29年1月1日以前生まれ）		65歳未満の人（昭和29年1月2日以降生まれ）	
	公的年金等の所得と他の所得の合計（合計所得金額）	公的年金等の収入のみの場合（収入金額）	公的年金等の所得と他の所得の合計（合計所得金額）	公的年金等の収入のみの場合（収入金額）
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円

（注1）本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、同一生計配偶者、本人の合計人数です。本人と扶養親族等の合計人数が4人以上の場合は、税務住民課までお問い合わせください。